

2019年11月21日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## EUのVATシステム、 電子商取引の不正行為 に対処

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2019年11月8日に欧州連合(EU)経済・財務相理事会(ECOFIN)の開催後、電子商取引における不正行為防止に取り組むためにEUの付加価値税(VAT)システムを修正する旨が報告されました。EUでは年間約50億ユーロの不正行為があると推定されています。そのため、EU加盟国が暫定的に合意した新しい規則では、この分野でのVAT不正行為に対応するために、不正防止対策当局がオンライン購入の関連データを利用できるようになります。<sup>1</sup>

現在、オンライン購入の90%以上を取り扱っている支払い仲介業者(クレジットカードや口座振替業者など)が保有するVAT関連データにEU加盟国の不正防止対策専門家がアクセスできるようになります。VAT指令の改正により決済サービス提供者は、加盟国のVAT当局にクロスボーダーによる販売について特定の支払いデータを提供する必要があります。データ収集には厳格な条件が設けられ(データ保護に関連する規則を含む)、不正防止対策専門家(ユーロフィスクネットワーク)は収集されたデータにアクセスし分析することができます。

EU当局はこれらの措置により、EU域外に所在する事業者も含めてVATコンプライアンスを遵守していないオンライン販売者を特定できるようになると期待しています。一部のEU加盟国および他の国においてすでに実施されている同様の規定は、電子商取引の分野における不正行為に対して具体的な効果があったと報告されています。

この新しい規則は、2024年1月に発効する前に、欧州議会で承認される必要があります。

## 巻末注

1. 支払いデータ合意文のリンク先: <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-13519-2019-INIT/en/pdf>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

大平 洋一  
岡田 力

パートナー  
パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com  
chikara.okada@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191121

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)